

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○航空機製造事業法施行令(昭和二十七年政令第三百四十一号) 1

改 正 案	現 行
<p>（航空機用機器）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（特定機器）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（航空工場検査員）</p> <p>第四条 法第十六条の航空機又は航空機用機器の製造工場又は修理工場（航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及びこれに準ずるものを除く。）の従業者であつて、政令で定めるものは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 航空機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、法第十六条に規定する製造工場又は修理工場（以下この条において「工場」という。）において三年以上航空機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者</p> <p>二 航空機用原動機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機用原動機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用原動機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用原動機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者</p> <p>三 航空機用プロペラの検査又は製造若しくは修理の方法の認可</p>	<p>（航空機用機器）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>（特定機器）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>（航空工場検査員）</p> <p>第二条 法第十六条の航空機又は航空機用機器の製造工場又は修理工場（航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及びこれに準ずるものを除く。）の従業者であつて、政令で定めるもの（以下「航空工場検査員」という。）は、航空工場検査員国家試験に合格した者とする。</p>

可に関する事務 航空機用プロペラの製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用プロペラの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用プロペラの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

四 回転翼の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 回転翼の製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

五 航法用電子機器（第二条第九号イからニまでに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

六 航法用電子機器（第二条第九号ホ及びへに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

七 回転翼航空機用トランスミッションの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

八 ガスタービン発動機制御装置の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(航空工場検査員国家試験)

第三条 航空工場検査員国家試験（以下「国家試験」という。）は、毎年少くとも一回、航空工場検査員としての職務に必要な知識及び技能について経済産業大臣が行う。

第四条 経済産業大臣は、国家試験に関し不正の行為があつたときは、当該不正行為に関係のある者について、受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(手数料)

第五条 国家試験を受けようとする者は、手数料として八千円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、七千九百円）を納付しなければならない。

(省令への委任)

第六条 前三条に規定するものの外、国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(手数料)

第五条 (略)

別表 (第五条関係)

(略)

(手数料)

第七条 (略)

別表 (第七条関係)

(略)